

それでいいのか、種子法廃止 今、わたしたちに何ができる？

米・麦・大豆の種子の生産と普及を都道府県に義務付けてきた「主要農作物種子法（種子法）」が2018年4月1日に廃止されました。これまで国と各都道府県が支えてきた主要穀物の種子の安定的な開発や生産・普及の体制が崩れ、海外のバイオメジャーの日本市場参入が予測されるなか、日本の農と食が脅かされることが危惧されます。

愛知県をはじめ、全国の自治体から政府に対し、多くの意見書が提出されています。

愛知県では現行の体制を維持できるよう『要綱』を制定しました。しかしながら『要綱』には法的拘束力がないため、今後、早急に愛知県でも『条例』化を実現する必要があります。

今、私たち米農家は、これからも良質な米を安心して生産してゆけるよう、県議会に向けて明確な意思表示をする時ではないでしょうか。



1986~91 アジア太平洋資料センター
1991~94 ブラジル社会経済分析研究所
2001~10 グリーンピース
2011~17 オルター・トレード・ジャパン政策室室長、
2017~ 日本の種子を守る有志の会事務局アドバイザー

映画「遺伝子組換えルーレット」(2015年)・映画「種子 みんなのもの？それとも企業の所有物？」(2017年)の日本語版制作に関わる。

■講師：印鑰智哉（いんやくともや）さん

■開催日：2019年2月24日（日）

■会場：ひまわり農協音羽支店2F
大会議室

豊川市赤坂町松本274

■時間：13:00 開場

13:30 講演

『どうなる？種子法廃止』

15:00 質疑応答

お問合せ：音羽米を育てる研究会

事務局：こだわり農場すずき

鈴木晋示

〒441-0203

愛知県豊川市萩町上林54

TEL：0533-87-3884

